

健康診断時の新型コロナウイルス感染症対策とお願い

健診環境等全般に関わる事項について

- (1) 健診受付にて受診者の健康状態を確認する。
 - ①非接触型体温計等で“検温”を行い、37.5℃以上の発熱があるか確認する。
 - ②問診項目の自覚症状欄に『熱がある』『せきやたんが出る』『ゼイゼイする』の記入がある場合は、事業所担当者等と相談し、後日体調が回復してからの受診をお願いする。
 - ③“ホームページご案内”の症状を確認し、健診受診者として不相当と判断した場合は、受診者に説明したうえで、後日体調が回復してからの受診をお願いする。
- (2) 健診会場にて健診スタッフはマスクを着用する。また受診者様にもマスクを着用していただく様、ご協力お願い致します。
- (3) 「密集・密接」を避けるため、受診者間の距離を確保するとともに、健診に要する時間を可能な限り短縮する。検査待合スペースにおいては、受診者間において十分に距離を保てるよう配慮する。
- (4) 受診者と職員が対面で話す際は、適切な距離を確保するよう配慮する。
 - ①受診者対応の際、可能な限り正面での対応は避ける、または十分に距離をとり対応する。
 - ②飛沫感染防止のため、医師による問診（インタビュー）や、各検査時のお客様との会話は、通常時と比べ短時間で行う場合がございます。
- (5) 室内の換気は、1時間に2回以上定期的に窓やドアを開けるなどして行う。
 - ①健診クリニック内の換気については、検査に支障のない範囲でクリニック内のドアや窓を開け、換気の悪い空間を作らないようにする。また、各検査室等の換気を十分に行う。
- (6) 受診者の「密集」を避けるため、1日の予約者数、予約時間等を調整する。
- (7) 健診スタッフは、アルコール消毒液等により入念に手指の消毒を励行する。

(8) ロッカールーム、トイレ、ドアノブ、階段手摺、エレベータ呼びボタン、エレベータ内部のボタン等受診者が触れる箇所を、定期的にアルコール消毒液等により清拭し環境衛生に努める。

①クリニックにおいて、多くの受診者の手が触れると考えられるものについては、使用ごとに清拭する。または、状況によって使用を中止（撤去）する。

(例) ・問診用タブレット

- ・受診者待合用の雑誌やひざ掛け類
- ・受診者用の給水器や給茶機等

②検査台（机）や検査機器について、受診者の体に触れるものは、アルコール消毒液等にて清拭する。

③検査着や検査用Tシャツ等を貸し出す際は、着回しは禁止とし単回使用とする。（使用後は、クリーニングや洗濯を行う。）

④健診スタッフの事務所やロッカー室の什器等においても定期的な消毒を行い、スタッフ間での感染が起こらないように努める。

⑤健診スタッフは体温を測定のうえ、自己体温を記録し提出する。

37.5以上のスタッフは管理職へ報告を行い、管理職にて適宜判断する。

以上となります。ご理解とご協力の程宜しくお願い致します。